

『たすけ』の気まぐれコラム（第十三回）

こんにちは『たすけ』です。今回はバリアフリーのお話です。

バリアフリーと聞くと段差解消や通路幅の拡幅を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。確かに段差解消を行なったり、通路幅を広げれば誰にでも使いやすくなるはなりますが、このような**万人向けのリフォームはユニバーサルデザインと呼ばれ、バリアフリーとは別物**になります。

障害者・高齢者にとってのバリア（障害）を取り除くことが本来のバリアフリーとなりますので、**バリアフリーは対象者に対するオリジナル**（ケースバイケース）なものとなります。

手すり1つとってみても、位置（左右・高さ）・形状・大きさを変えていかなければなりません。障害がある半身を考慮した取付壁の左右選択、身長による設置高さ、握力による握りやすい形状・大きさを決めていきます。

握力がほとんど無い場合は、丸形状より平台形状が良い場合もあります。 

高齢者対象の**バリアフリーリフォームを和室（畳部屋）で行なう事は、高齢者のことを全く考慮していない**と思われても致し方ないでしょう。立つ・座るという行為がいかにか苦痛を伴うかということが理解されていないためです。高齢者＝畳というイメージがありますが、**畳が好きならば椅子やベッドの高さに畳スペースを設ければ良い**だけです。

手すりは壁付けと思ったら大間違いで、**ベッド脇などは床付け手すりがあれば、とても便利**です。和室に床付け手すりを設置する場合には畳をくり貫く必要があるため、やはり洋室とし他室とフラットな床続きとした方が何かと便利です。

老人室は一般的に水廻りに近い奥まった場所に設定されがちです。睡眠の邪魔をしない静かな場所をとる気遣いからなのではないでしょうか、老人はいつでも（日中でも）眠れるものです。

私は**老人室を日当たりが良いLDKの隣室とすることを提唱**しています。子・孫の顔が見られる、声が聞こえる環境が気持ちを高揚させてくれるからです。LDKとの間仕切りも解放できる構造が理想的です。**プライバシーが欲しいという場合のみ閉じることができる**ことがポイントになります。最重要ポイントは『水利便性の確保』にあります。老人室にはどうしても『臭気』がつきものですが、**すぐ『拭ける』『洗える』『流せる』の条件が整えば問題**になりにくくなります。

その為、室内に1ヶ所『流し』を設けることが必要になります。

次回は住宅設備機器のお話です。お楽しみに。

